

令和3年10月20日

野木町農業委員会第16回総会 会議録

野木町農業委員会

## 野木町農業委員会第16回総会 会議録

1. 開催日時 令和3年10月20日（水）午前9時30分招集
2. 開催場所 野木町役場 新館2階 大会議室
3. 出席委員 9名  
    会長 9番 黒 須 市 郎  
    会長職務代理者 7番 田 村 良 実  
    委 員 1番 鈴 木 誠 2番 柿 沼 誠  
          3番 古 澤 清一郎 4番 渡 邊 初 枝  
          5番 針 谷 盛 也 6番 須 田 啓 一  
          8番 館 野 アサ子
4. 事務局職員 潮事務局長・田宮庶務農地係長・尾崎主事
5. 付議案件  
    議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
    議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について  
    議案第3号 非農地証明願について  
    議案第4号 農地利用集積計画の策定について  
    議案第5号 農地中間管理事業における農地利用配分計画案について  
    報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理報告について  
    報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理報告について  
    報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理報告について  
    報告第4号 農業経営責任者変更届の受理報告について

## 「 議 事 」

- 事務局長 開会を宣言（午前9時30分）
- 議 長 あいさつ及び出席委員数の報告及び総会成立宣言を行う。  
議事に入る前に、議事録署名人指名について会議に諮った。  
（異議なしの声あり）  
異議なしの声を受け、議席番号7番 田村良実委員、8番 舘野アサ子委員を指名した。書記には、尾崎主事を指名した。  
議事に入る旨を告げる。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について事務局の説明を求めた。
- 事 務 局 議案第1号 受付番号44について説明。  
佐川野 1筆 75㎡ 登記簿・現況ともに畑  
譲渡人 A 氏  
譲受人 B 氏  
権利の移転 売買による所有権移転  
事由の概要 農業経営規模拡大のため
- 議 長 佐川野地区担当調査員の報告を求めた。
- 5番委員 10月14日、7番委員、地元担当の8番委員、地元推進委員とB氏立会のもと現地調査を行った。  
申請地の両側をB氏が耕作しており、作業効率等を考え一体的に利用するため本申請となりました。許可にあたっては、何ら問題はないと思われる。
- 議 長 質疑はないか諮った。
- 9番委員 申請地付近にB氏所有の分筆された農地があるが、これは本件と関連はあるのか。
- 事 務 局 当初A氏とB氏の間で申請地と分筆された農地とで交換を予定していたが、A氏が農地を取得する要件を満たしていなかったため、交換ではなくB氏への売買の申請に至った経緯であります。
- 議 長 他に質疑はないか諮った。（質疑なし）地元委員の意見を求めた。

- 8番委員 調査員の報告のとおり、何ら問題はないと思われる。
- 議長 質疑はないか諮った。(質疑なし)  
質疑がないため、議案第1号 受付番号44について許可することに賛成の委員の挙手を求めた。(全員挙手)  
全員賛成と認め許可することを告げた。  
次に、議案第1号 受付番号47について事務局の説明を求めた。
- 事務局 議案第1号 受付番号47について説明  
丸林 3筆 計2,967㎡ 登記簿・現況ともに田  
譲渡人 C氏  
譲受人 D氏  
権利の移転 売買による所有権移転  
事由の概要 農業経営規模拡大のため
- 議長 丸林地区担当調査員の報告を求めた。
- 1番委員 10月12日、2番委員、地元担当の6番委員、地元推進委員とD氏立会のもと現地調査を行った。  
C氏とD氏は親戚であり、C氏が離農することやD氏が隣接地を所有していることもあり、本申請に至った。許可にあたっては、何ら問題ないと思われる。
- 議長 質疑はないか諮った。(質疑なし) 地元委員の意見を求めた。
- 6番委員 調査員の報告のとおり、何ら問題はないと思われる。
- 議長 他に質疑がないか諮った。(質疑なし)  
質疑が無いため、議案第1号 受付番号47について許可することに賛成の委員の挙手を求めた。(全員挙手)  
全員賛成と認め許可することを告げた。  
次に、議案第1号 受付番号50について事務局の説明を求めた。
- 事務局 議案第1号 受付番号50について説明  
南赤塚 2筆 計1,662㎡ 登記簿 畑・現況 畑および田  
譲渡人 E氏  
譲受人 F氏

権利の移転 売買による所有権移転  
事由の概要 農業経営規模拡大のため

議 長 南赤塚地区担当調査員の報告を求めた。

8 番委員 10月14日、7番委員、地元担当の5番委員、地元推進委員とF氏並びに代理人立会のもと現地調査を行った。  
以前購入した農地も管理されており、本申請地は隣接地であるため、許可にあたっては何ら問題ないと思われる。

議 長 質疑はないか諮った。(質疑なし) 地元委員の意見を求めた。

5 番委員 調査委員の報告のとおり何ら問題はないと思われる。

議 長 他に質疑がないか諮った。(質疑なし)  
質疑が無いため、議案第1号 受付番号50について許可することに賛成の委員の挙手を求めた。(全員挙手)  
全員賛成と認め許可することを告げた。  
次に、議案第1号 受付番号51について事務局の説明を求めた。

事 務 局 議案第1号 受付番号51について説明  
南赤塚 1筆 2, 871㎡ 登記簿・現況ともに田  
譲渡人 G 氏  
譲受人 F 氏  
権利の移転 売買による所有権移転  
事由の概要 農業経営規模拡大のため

議 長 南赤塚地区担当調査員の報告を求めた。

7 番委員 10月14日、8番委員、地元担当の5番委員、地元推進委員とF氏並びに代理人立会のもと現地調査を行った。  
申請地は南赤塚土地改良区域内であるが、隣接所有農地も作付けされているため、何ら問題ないと思われる。

議 長 質疑はないか諮った。

1 番委員 F氏は新規就農で規模を拡大しているが、今回あらたに水稻の作付が計画

されているが問題はないのだろうか。

議 長 他に質疑はないか諮った。(質疑なし) 地元委員の意見を求めた。

5 番委員 先ほど意見もあったとおり規模拡大が進んでいる状況である。しかし、現状は所有農地を作付けし管理されているため、何ら問題はないと思われる。ただし、今後の経過を見ていくことは必要であると考える。

議 長 他に質疑がないか諮った。(質疑なし)  
質疑が無いため、議案第 1 号 受付番号 5 1 について許可することに賛成の委員の挙手を求めた。(全員挙手)  
全員賛成と認め許可することを告げた。  
次に、議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請について事務局の説明を求めた。

事 務 局 議案第 2 号 受付番号 4 6 について説明  
野 渡 1 筆 4 1 4 m<sup>2</sup> 登記・現況ともに畑  
譲渡人 H 氏  
譲受人 I 氏  
権利の移転 売買による所有権移転  
事由の概要 住宅敷地

議 長 野渡担当調査員の報告を求めた。

4 番委員 1 0 月 1 5 日、3 番委員、地元担当の 7 番委員、地元推進委員と代理人立会の現地調査を行った。  
現在、I 氏はアパートに住んでおり、小山市在勤で妻の実家が藤岡町であるため、中間の野木町での住宅建築を希望され本申請に至った。  
許可にあたっては、何ら問題はないと思われる。

議 長 質疑はないか諮った。(質疑なし) 地元委員の意見を求めた。

7 番委員 調査員の報告のとおり、何ら問題はないと思われる。

議 長 質疑がないか諮った。(質疑なし)  
質疑がないため、議案第 2 号 受付番号 4 6 について許可することに賛成の委員の挙手を求めた。(全員挙手)

全員賛成と認め許可することを告げた。

次に、議案第2号 受付番号49について事務局の説明を求めた。

事務局 議案第2号 受付番号49について説明  
野渡 1筆 490㎡ 登記・現況ともに畑  
譲渡人 J氏  
譲受人 K氏  
権利の移転 売買による所有権移転  
事由の概要 住宅敷地

議長 野渡担当調査員の報告を求めた。

3番委員 10月15日、4番委員、地元担当の7番委員、地元推進委員と代理人の立会のもと現地調査を行った。  
現在、K氏は埼玉県浦和市に在住であるが、勤務地が古河市であるため勤務地周辺で土地選定を行ったところ、当該地の物件情報があったため本申請に至った。  
許可にあたっては何ら問題はないと思われる。

議長 質疑はないか諮った。(質疑なし) 地元委員の意見を求めた。

7番委員 調査員の報告のとおり、何ら問題はないと思われる。

議長 質疑がないか諮った。(質疑なし)  
質疑がないため、議案第2号 受付番号49について許可することに賛成の委員の挙手を求めた。(全員挙手)  
全員賛成と認め許可することを告げた。  
次に、議案第3号非農地証明願について事務局の説明を求めた。

事務局 議案第3号 受付番号48について説明。  
南赤塚 3筆 計5,173㎡ 登記簿・畑 現況 山林  
願出人 L氏  
事由の概要 平成11年以前より山林化しているため。

議長 南赤塚地区調査員の報告を求めた。

2番委員 10月12日、6番委員、地元担当の1番委員、地元推進委員と代理人の

立会いのもと現地調査を行った。  
国土地理院の航空写真のとおり、平成11年以前から山林化されていることがわかり20年経過しているため、許可にあたっては何ら問題はないと思われる。

議 長 質疑はないか諮った。(質疑なし) 地元委員の意見を求めた。

1 番委員 調査員の報告のとおり、何ら問題はないと思われる。

議 長 他に質疑はないか諮った。(質疑なし)  
質疑がないため、議案第3号 受付番号48について許可することに賛成の委員の挙手を求めた。(全員挙手)  
全員賛成と認め許可することを告げた。  
次に、議案第4号農地利用集積計画の策定について事務局の説明を求めた。

事 務 局 議案第4号について説明

整理番号3-30

更 新 1筆 2,018㎡ 現況 田  
設定する者 M 氏  
設定を受ける者 N 氏  
期 間 令和3年11月1日から令和8年10月31日  
利用権の種類 賃借権  
借 賃 10aあたり10,000円  
借賃の支払時期 毎年9月末日までに支払い

整理番号3-31

更 新 1筆 2,556㎡ 現況 畑  
設定する者 O 氏  
設定を受ける者 P 氏  
期 間 令和3年11月1日から令和8年10月31日  
利用権の種類 使用貸借権

整理番号3-32

更 新 2筆 計809㎡ 現況 田



設定する者 Q 氏  
設定を受ける者 P 氏  
期 間 令和3年11月1日から令和8年10月31日  
利用権の種類 使用貸借権

整理番号3-33

更 新 2筆 計3,565㎡/5筆 計2,425㎡ 現況 田  
設定する者 Q 氏  
設定を受ける者 R 氏  
期 間 令和3年11月1日から令和6年10月31日  
利用権の種類 賃借権/使用貸借権  
借 賃 電気料・維持管理費相当額  
借賃の支払時期 毎年12月末日までに支払い

整理番号3-34

新 規 3筆 計2,013㎡ 現況 畑  
設定する者 S 氏  
設定を受ける者 T 氏  
期 間 令和3年11月1日から令和8年10月31日  
利用権の種類 賃借権  
借 賃 10aあたり10,000円  
借賃の支払時期 毎年12月20日までに支払い

整理番号3-35

新 規 1筆 2,793㎡ 現況 田  
設定する者 U 氏  
設定を受ける者 W 氏  
期 間 令和3年11月1日から令和6年10月31日  
利用権の種類 使用貸借権

整理番号3-36

移 転 3筆 計14,750㎡ 現況 畑および田  
設定する者 X 氏  
設定を受ける者 Y 氏

議 長

質疑がないか諮った。(質疑なし)

質疑がないため、議案第4号について承認することに賛成の委員の挙手

を求めた。(全員挙手)

全員賛成と認め許可することを告げた。

次に、議案第5号 整理番号1 農地中間管理事業における農地利用配分計画案について産業課職員の説明を求めます。

産業課職員 議案第5号 整理番号1について説明。

整理番号1

川 田 4筆 計11,773㎡ 現況 田および畑

借 人 Z氏

期 間 令和3年12月1日から令和10年12月31日

利用権の種類 貸借権

借 賃 10aあたり5,000円

人・農地プランの位置づけ 川田 見込有

議 長 この案件については、調査不要のため説明のみと告げ、質疑がないか諮った。(質疑なし)

質疑がないため議案第5号 整理番号1について承認することに賛成の委員の挙手を求めた。(全委員挙手)

全員賛成と認め承認することを告げた。

次に、報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理報告について事務局の説明を求めた。

事 務 局 報告第1号について説明。

受付番号155

野 木 6筆 計3,803㎡ 登記簿・現況ともに畑

権利を取得した者 AA氏

取得した権利 所有権

受付番号172

丸 林 8筆 計6,030㎡ 登記簿・現況ともに田および畑

権利を取得した者 AB氏

取得した権利 所有権

受付番号175

中 谷・友 沼 14筆 計7,862㎡ 登記簿・現況ともに田および畑

権利を取得した者 AC氏

取得した権利 所有権

受付番号 176

友 沼 1筆 216 m<sup>2</sup> 登記簿・現況ともに畑  
権利を取得した者 AD 氏  
取得した権利 所有権

議 長

この案件については、調査不要のため報告のみと告げ、次に、報告第2号農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理報告について事務局の説明を求めた。

事 務 局

報告第2号について説明。

受付番号 39

友 沼 1筆 470 m<sup>2</sup> 登記簿 畑・現況 田  
譲渡人 AE 氏  
譲受人 AF 氏  
事由の概要 住宅敷地  
移転の内容 売買による所有権移転

受付番号 40

友 沼 1筆 1083 m<sup>2</sup> 登記簿・現況ともに畑  
譲渡人 AG 氏  
譲受人 AF 氏  
事由の概要 住宅敷地  
権利の設定 売買による所有権移転

受付番号 41

丸 林 1筆 407 m<sup>2</sup> 登記簿 山林・現況 田  
賃貸人 AH 氏  
賃借人 AI 氏  
事由の概要 住宅敷地  
権利の設定 使用貸借権設定

受付番号 42

野 木 2筆 計391 m<sup>2</sup> 登記簿 畑および雑種地・現況 田  
譲受人 W 氏  
譲渡人 AJ 氏  
事由の概要 住宅敷地

権利の設定 売買による所有権移転

受付番号43

野木 1筆 427㎡ 登記簿・現況ともに田  
賃貸人 AK氏  
賃借人 AL、AM氏  
事由の概要 住宅敷地  
権利の設定 使用貸借権設定

受付番号45

友沼 1筆 388㎡ 登記簿・現況ともに畑  
譲受人 AN氏  
譲渡人 AO氏  
事由の概要 住宅敷地  
権利の設定 売買による所有権移転

議長 この案件については、調査不要のため報告のみと告げ、次に報告第3号農地法第18条第6項の規定による通知書の受理報告について、事務局の説明を求めた。

事務局 報告第3号について説明。

受付番号173

川田 4筆 計11,773㎡ 現況 田および畑  
賃貸人 Y氏  
賃借人 AP氏  
解約理由 賃借人の都合による  
合意解約日 令和3年9月22日

受付番号178

南赤塚 1筆 2,871㎡ 現況 田  
賃貸人 G氏  
賃借人 AQ氏  
解約理由 賃借人の都合による  
合意解約日 令和3年10月5日

議長 この案件については、調査不要のため報告のみと告げ、次に報告第4号農業経営責任者変更届の受理報告について、事務局の説明を求めた。

事務局 報告第4号について説明。  
届出人 AB 氏  
変更前の経営責任者 AR 氏  
変更後の経営責任者 AB 氏  
変更理由 死亡のため

議長 この案件についても、調査不要のため報告のみと告げた。  
議案第1号から第5号、報告第1号から第4号の全ての審議の終了を告  
げた。次にその他について、事務局に諮った。

事務局 ①農地の賃貸借について  
②配布資料について説明。

議長 他にあるか諮った。(別になしの声あり)  
以上で議事が全部終了した旨を告げ、閉会を宣言した。  
(午前11時15分)